

学校生活のルール（旭商定時制）

令和6年4月5日
生徒指導部

1. 心身共に健康を保つために、規則正しい生活時間帯を自ら設定すること。
 - ①夜間定時制の生徒にふさわしい生活態度を身につけること。
 - ②仕事と学校生活を両立させて、高校生らしい生活をする事。
 - ③最後までやり抜く強い意志を持って働くこと。

2. 人間関係の調和を保つこと。
 - ①家族との会話を大切にして、共通の話題と理解を保つように努力すること。
 - ②職場の上司や同僚・学校での友人関係を大切にすること。

3. 学校での集団生活の決まりを守る事。
 - ①礼儀作法・・・高校生としての自覚を持った言葉遣いや行動をすること。
挨拶をする、時間、マナー・ルールを守って学校生活を送ること。

 - ②携帯電話（スマホ）・・・授業中や行事中は使用しないこと。
やむを得ず使用する場合は、担当の先生の許可を得て廊下で使用すること。
※人に迷惑をかけた場合は、預かることがある。
電話の使用については、トラブルがないようにすること。
特に、カメラ機能の使用については十分気をつけること。
(肖像権)
※歩きスマホは、事故に繋がったり挨拶をしなかったり周りに迷惑をかけるので歩きスマホはしないこと。

 - ③上靴・・・必ず指定の上靴をはくこと。

 - ④服装・・・服装は、華美にならないようにT（時）P（場所）O（場合）に合わせる事。
体育や行事等では、必ず指定のジャージを着用すること。

 - ⑤金銭・貴重品・・・高額な金銭は持参しないこと。貴重品は担任に預けること。
他人とのお金の貸し借りは絶対にしないこと。

 - ⑥給食・・・給食の前には、必ず石けん等で手を洗うこと。
携帯・スマホ等は使用しないこと。
遅くても給食終了の5分前までに入室すること。
給食の牛乳・デザートは、必ず給食室で飲食すること。
次の授業に間に合うように退室すること。
感染症対策として、大きな声では話をしないこと。

 - ⑦飲食・・・やむを得ず弁当等を飲食する場合は、教室で食べる。他の場所では飲食しないこと。 ※けじめが大切。

 - ⑧ゴミの分別・・・給食室や教室等、定められた方法できちんと分別をし、他の生徒に迷惑をかけないこと。
飲み物の残りは手洗い場に流し、ゴミはゴミ箱に捨てると。

4. 校外生活について
 - ①外出するときは身分証明書を携帯し、家の人に行き先を伝えること。
 - ②法令に反する行為、入ってはいけない場所への出入りは厳禁とする。
 - ③交通規則、交通道徳を守ること。
 - ④許可なく車両で通学しないこと。
 - ⑤他人の車に同乗しないこと。